

岩手県学校安全互助会共済金給付制度

共済金の給付制度とは

学校の管理下で生徒の負傷、疾病、障がい、死亡等の災害があったとき、**当該生徒の保護者への共済金の支給**を行う、岩手県学校安全互助会の制度です。

共済金の区分・内容・金額

対象となる災害等の範囲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する災害の範囲と同様です（本ホームページ「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」参照）。

共済金の区分	補償の内容	共済金額
1 死亡共済金	学校等の管理下において被った傷害により、死亡したとき。 ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）が死亡見舞金の給付決定を行った場合に限る。	200 万円
2 障がい共済金	学校等の管理下において被った傷害により、後遺障がいとなったとき。 ただし、スポーツ振興センターが障がい見舞金の給付決定を行った場合に限る。 また、障がいの等級は右のとおり 1 級から 14 級とし、等級の決定はスポーツ振興センターが独立行政法人スポーツ振興センターに関する省令（平成 15 年文部科学省令第 51 号。以下「センター省令」という。）別表に基づいて行う決定を準用する。	1 級 262 万円 2 級 234 万円 3 級 204 万円 4 級 144 万円 5 級 122 万円 6 級 106 万円 7 級 88 万円 8 級 52 万円 9 級 40 万円 10 級 30 万円 11 級 22 万円 12 級 15 万円 13 級 10 万円 14 級 6 万円
3 入院共済金	学校等の管理下において被った傷害により、その治療のために 5 日以上 の入院をしたとき。 ただし、スポーツ振興センターが医療費給付決定を行った場合及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯に属する被共済者であって、スポーツ振興センターが医療給付の対象としない者（以下「要保護児童生徒」という。）については互助会が 5 日以上入院があったことを認めた場合に限る。 共済金の支払いは、当該傷害の治療のための入院があった日を対象とし、傷害を被った日から 10 年を限度とする。	入院 1 日につき 1,300 円

4 通院共済金	<p>学校等の管理下において被った傷害により、その治療のために7日以上の通院をしたとき。</p> <p>ただし、スポーツ振興センターが医療費給付決定を行った場合及びよう保護児童生徒については互助会が7日以上通院があったことを認めた場合に限る。</p> <p>共済金の支払いは、当該傷害の治療のための通院があった日を対象とし、傷害を被った日から10年を限度とする。</p>	<p>通院1日につき 500円</p>
5 供花料	<p>学校等の管理下において被った傷害により、死亡したとき。</p> <p>ただし、スポーツ振興センターが損害賠償金の受け取りを理由として供花料の給付決定を行った場合に限る。</p>	<p>10万円</p>

次の事由に該当する場合の共済金額は、上の表に掲げる額の2分の1となります。

- 1 通常の経路及び方法による通学中に被った傷害により死亡したときまたは後遺障が生じたとき。
- 2 住居と授業もしくは課外活動が行われる学校等以外の場所（当該場所以外の場所において集合または解散するときはその場所を含む）または住居と寄宿舎との間を合理的な経路及び方法により往復する場合に被った傷害により死亡したときまたは後遺障が生じたとき。
- 3 急性心機能不全、急性心不全または特別な外因が見あたらない頭蓋内出血等の突然死で、その顕著な兆候が学校管理下で発生したものによるとき。

共済金の支給制限

1 第三者加害による場合

第三者の加害による死亡または後遺障が生じ、加害者から損害賠償金が支払われた場合には、死亡共済金または障がい共済金は支給されません。

2 生徒の自己の重大な過失による災害の場合

自殺や自己の重大な過失により死亡した場合には、死亡共済金は支給されません。

3 他の法令の規定による場合

死亡または後遺障が生じ、国または県等から補償を受けた場合には、補償額の限度において、死亡共済金または障がい共済金が支給されないことがあります。

※「補償額の限度において」：損害賠償を受けたその金額を限度に、共済金の支給を制限すること。

請求の時効

共済金及び供花料の支給を受ける権利は、支給に係る**以下の日の翌日から3年間行わないときは**、時効によって消滅します。

- ・ 入院、通院共済金 当該医療給付の対象となる入院日数が通算して5日目以降の入院に係る日本スポーツ振興センターの医療給付決定日。通院の場合は通院日数が通算して7日目以降の通院に係る医療給付決定日。
- ・ 障がい共済金 日本スポーツ振興センターの障がい見舞金給付決定日。
- ・ 死亡共済金 日本スポーツ振興センターの死亡見舞金給付決定日。

請求・支給の流れ

① **保護者：支給条件に該当したとき、学校へ請求を申し出る。**



② 学 校：保護者へ必要な書類（保護者による記入を必要とするもの）を渡す。



③ **保護者：学校から渡された用紙に、必要事項を記入して、振込を希望する口座の通帳表紙うら面のコピーを添付して、学校へ提出する。**



④ 学 校：日本スポーツ振興センター災害共済給付金支給通知を受けた後、書類をそろえて岩手県学校安全互助会へ提出する。



⑤ 互助会：書類の確認と審査を行い、すべての条件を満たしており支給の決定がなされた後、保護者が希望した口座へ送金する。

※ご不明な点やご質問等がございます場合は、クラス担任または厚生課職員へお問い合わせください。

【盛岡一高 019-623-4491】